

意見書案第 6 号

太陽光発電施設の設置に係わる関係法令の整備を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、衆議院議長、参議院議長に対し別紙のとおり意見書を提出する。

令和 7 年 6 月 5 日 提出

牛久市議会議長 小松崎 伸 殿

提出者 諸橋 太一郎

賛成者 石原 幸雄

太陽光発電施設の設置に係わる関係法令の整備を求める意見書（案）

近年、我が国では、地球温暖化防止の観点から、再生可能エネルギーの導入が顕著であります。中でも「太陽光発電施設」は、場所さえあれば設置が比較的容易であるので、全国的な拡がりを見せております。

一方、太陽光発電施設については、良好な環境の形成等を目的として、地方自治体の多くが条例を制定しておりますが、本市においても、事業者に対する市役所への事前の届け出や周辺住民への説明会の開催等を求める条例を整備した次第であります。

ところで、太陽光発電施設は、設置に関するトラブルの発生が多く指摘されており、本市においても、現在、２件の事案が発生しておりますが、太陽光発電施設は、私有財産である土地の有効活用の一環として設置されることから、事業者と近隣住民との間に設置に関するトラブルが発生しても、自治体の条例では対応に限界があり、その意味で、法律等による国の対応を求める声が高まっております。

そこで、国においては、太陽光発電施設の設置に係わる事業者と周辺住民とのトラブルを防止する意味で、設置場所についての明確な基準等を定めた関係法令を早急に整備される様、強く求めるものであります。

以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出致します。

令和 年 月 日

牛久市議会